

平成20年度税制改正に関する租研意見

平成 19 年 8 月 31 日

社団法人 日本租税研究協会

「税制に関する租研意見」 目次

I. はじめに	1
II. 税制改革の基本的視点	2
III. 個人所得税	3
IV. 相続税・贈与税	4
V. 法人税	5
VI. 国際課税	7
VII. 消費税	8
VIII. 地方税	9
IX. その他	11

税制に関する租研意見

平成19年8月31日

社団法人 日本租税研究協会
会長 今井 敬

I. はじめに

(1) 我が国経済は、民間需要に支えられた景気回復が継続し、国の税収も法人税を中心に好調に推移している。しかし、国・地方とも巨額の累積債務を抱えており(平成19年度末には773兆円(当初ベース)に達すると予測されている)、これを放置すれば、将来世代への負担の先送りという世代間格差の問題を深刻化させ、財政の持続可能性への信頼を損なうばかりか、経済にも悪影響を及ぼすこととなる。このため、我が国経済が持続的に安定した成長を続けるためには財政の健全化は喫緊の課題である。

こうした財政健全化の過程において、国民負担率(19年度:39.7%)、潜在的な国民負担(同:43.2%)の上昇は避けられないと考えられるが、潜在的な国民負担率は、極力、50%を越えない水準を維持すべきである。そのためにも、財政の健全化に当たっては、まず、国・地方を通じた徹底的な歳出改革を行うことが先決である。それでもなお大きな財源が不足する場合には、安定的な財源の確保として消費税の税率引上げが必要になると考えられるが、いずれにしても、徹底的な歳出改革の実現なくして国民に税負担増の理解を得ることは困難である。

(2) こうした中で昨年7月に「基本方針 2006」が閣議決定され、歳出歳入一体改革の実施により2011年度に国及び地方の基礎的財政収支の黒字化を目指すこととされ、その出発点として平成19年度予算が執行されている。国の基礎的財政収支は、税収の大幅な増加もあって、平成18年度(当初予算)の▲11.2兆円から平成19年度(当初予算)の▲4.4兆円に大きく改善しているが、こうした税収増加を背景に、歳出削減への取組を減速させてはならない。

税収が引き続き好調に推移する場合は、今後高齢化の進展に伴う社会保障歳出の急増を見据え、基礎的財政収支黒字化の目標を前倒して、長期債務残高のGDP比の引下げ等、よりハードルの高い目標を設定すべきである。そして、徹底した歳出努力を前提に、将来目指すべき福祉水準の達成に向けた歳入改革の具体的な道筋(消費税の税率引上げの時期と引き上げ幅等)を早急に国民に提示しなくてはならない。

(3) 国民が安心して暮らせる経済社会を建設するためには、公平で国民の理解が得やすい財政システムが不可欠であるが、同時に経済ダイナミズムの再生を目指し、国民一人一人あるいは各企業がその活力を十分に発揮できる環境を創出することも必要である。そのためにも、今後の我が国の税制を含めた財政システムの構築に当たっては、成長力と競争力を強化する仕組みをビルト・インすべきである。また、最近、「格差」問題がクローズアップされているが、

その実態の検証や原因究明が不十分なままにバラマキ的な政策を行うことは厳に慎むべきである。

- (4) 当協会は、これまで税制改正に関する意見書を提出し、望ましい税制の構築について提案を行ってきたところであり、制度改正に結びついたものは少なくない。しかしながら、今後引き続き検討を要する課題も多く残されており、ここに、中長期的な改正を含めた平成 20 年度の税制改正について、当協会の意見をまとめた。

Ⅱ. 税制改革の基本的視点

「基本方針 2007」においては、本年秋以降、税制改革の本格的な議論を行い、平成 19 年度を目途に消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組むこととされている。税制の構築に際して優先して考慮すべき原則や基準は時代とともに変化するが、今後の税制改革は、財政構造改革の一環としての「安定財源の確保」と「経済活力の強化」をキーワードに進めるべきである。

具体的には、消費税率の引き上げを念頭に、経済活力の強化の視点を重視し、所得、資産、消費についてバランスのとれた税体系の構築を目指すべきである。更に、今後の税制改革に当たっては、国と地方の役割分担を踏まえた税源の配分、地方間の税源の偏在是正等の観点から、消費税と地方消費税、法人税と地方法人 2 税(法人住民税、法人事業税)のあり方等についても総合的に検討を行う必要がある。

1. グローバル化と経済活力の強化

財政の健全化の推進に当たっては、経済活力の強化を通じた税源の育成とそれによる税収増加が重要な課題となる。また、「少子高齢化」の進行によって潜在成長率が弱まるとも言われている我が国において、経済停滞と負担増の負のスパイラルを回避するためにも、企業の競争力強化をはじめとして、経済主体のダイナミズムを強化しなくてはならない。そのためにも、国民あるいは企業がその能力を存分に発揮でき、努力する者が報われる税制、特に、経済活動のグローバル化を見据えた税制の構築が必要である。

企業の生き残りをかけた競争がグローバルに展開される中、我が国経済が活力を維持するためには、新たな事業の創造と、そのための経営資源の活用が求められる。このため、税制においては、我が国経済の競争力を維持・確保するとともに、資本や所得の国内への流入を促進するためにも、諸外国の税制と比べても調和のとれた遜色のないものとする必要がある。

2. 税制の簡索性の重視

どのような時代にあっても、税制は公平・中立・簡素という基本原則を満たさなくてはならないことは言うまでもない。税の仕組みとして公平性や中立性を重視したとしても、適正な納税が行われなければ、これらの原則は実現できない。納税環境を整備し適正な納税を確保するためには、税務行政の充実と同時に、納税者にとって理解しやすく、納税事務や納税コストができるだけかからないような税制の仕組みを構築することが必要である。そのためにも税制は

可能なかぎり簡素なものでなくてはならず、これまで軽視されがちであった簡素の原則をより強力に追求する必要がある。

3. 地方税制等の見直し

地方行政サービスを公平かつ効率的に供給するためには受益と負担の関係を明確にする必要があり、そのためにも地方税においては応益原則を徹底することが望ましい。国から地方への税源移譲に当り、所得税の税率が4区分(10%~37%)から6区分(5%~40%)に拡大されるとともに、個人住民税については3区分(5%~13%)の税率から一本の比例税率(10%)に改められ、所得税の応能課税、個人住民税の応益課税の原則がより明確にされたところである。今後さらに、個人、法人に課される地方税全般について、応益性の観点から課税対象範囲、負担水準等の見直しを行うべきである。

地方間の税源偏在の是正策の1つとして検討されている「ふるさと納税」については、応益性の原則、是正効果、執行等の面で難点が多いと考えられる。地方税収の増加によって地方交付税の不交付団体が増加している一方で、景気回復の遅れや人口・産業の大都市集中等によって財政状況が悪化している地方自治体も存在する。こうした地方間の財政力格差の拡大を抑制するため、現行の国から地方への垂直的な地方交付税制度に加え、自治体相互間の水平的な財政調整制度の導入の可能性について検討を行うべきである。

Ⅲ. 個人所得税

1. 所得再分配機能の充実

1-1. 低税率ブラケット幅の縮小

民間給与所得者の場合、税源移譲前には所得税納税者の約8割が最低税率(10%)のみ適用されるという負担構造になっていた。その結果、我が国の所得税は、負担が中高所得層に偏るといふ先進国でも特異な形態となっており、このことが中高所得層にとっての不公平感につながっている。

応能原則課税の見地から、低税率適用の所得ブラケット幅を縮小し、低税率適用階層のうち相対的に所得の多い納税者について税率の累進度を高めることにより税負担の見直しを図るべきである。この措置は、同時に、中高所得者の税率の累進度を高め、所得税の再分配機能の向上に資する。

1-2. 高所得階層の公的年金控除の不適用

平成17年分所得から公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止が行われた。しかし、年金については拠出面では社会保険料控除によって、給付面では公的年金等控除によって、拠出・給付の両面で課税がなされないよう配慮されている実態は変わらない。年金課税については拠出時非課税・給付時課税の原則を取り入れるとともに、高齢者を一律に弱者と見なし優遇する制度は見直し、高所得者の公的年金等控除は早期に段階的に廃止すべきである。

2. 諸控除の見直し

2-1. 所得控除

現行所得税制においては、婚姻、育児、老齢等の生活の局面に応じ、各種の控除が措置されている。個々人の事情を斟酌し得ることは、所得税の長所ではあるが、一方で社会保障制度が存在することを踏まえるなら、税負担の公平性、税制の簡素性の観点から配偶者の就業の中立性を損なう可能性が指摘されている配偶者控除や特定の年齢の扶養親族に一律に所得控除の割増を認める特定扶養控除等について中長期的な見直しを検討すべきである。

近年の急速な少子化の進展を踏まえ、所得控除の税額控除化やN分N乗方式の採用など、税制面にも子育て支援の要素を積極的に盛り込むべきだと言う主張もある。しかし、これらの措置は、低所得で所得税の非課税者には恩恵がない等子育て支援策としてどのような効果を有するかは不明である。子育てに対する税制のあり方は、公平性という観点から検討すべき課題であり、少子化対策は児童手当の拡大など、税制以外の手段によって行うべきである。

2-2. 給与所得控除

給与所得に適用される現行の給与所得控除は「勤務費用の概算控除」に加えて、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」の要素を含むものとしてみなされ、個々の被用者には特有の事情が存在するにもかかわらず、すべてに一定の方式を適用し、算定している。雇用や勤務の形態が多様化している今日、給与所得控除については、勤務の実態に即したものに変わっていくとともに、職務上の経費として認められる特定支出控除の対象範囲の拡大によって申告の可能性を多くするなど、柔軟化を図る必要がある。

なお、給与所得控除の水準を引き下げる際には、給与所得者の理解を得るためにも、自営業者や農家等の所得補足を厳密に行うなど、職種間の税負担における公平性の確保をあわせて行わなければならない。

3. 金融所得課税の一元化

金融所得課税の一元化については、すでに政府税制調査会において「貯蓄から投資へ」の政策を促進するため、金融所得間の課税方式の均衡化と金融所得間の損益通算の拡大を柱に検討され、その実施に向けた基本的な考え方が示された経緯があり、「基本方針2007」においても検討項目とされている。日本経済の活性化、資本市場の育成等の見地から、損益通算の範囲や金融番号制度の導入など早急に結論を出し、速やかな実現をめざすべきである。

なお、適正な損益通算を実現するため、納税者の選択制による金融番号制度を導入することが適当と考えられる。

IV. 相続税・贈与税

1. 相続税の基礎控除の引下げ

近年、地価下落や基礎控除額の引き上げ等によって、相続税の課税割合(課税対象被相続人数の死亡者総数に占める割合)は4%程度となっている。格差拡大がクローズアップされる中、富の集中防止という相続税の性格に照らし、基礎控除を引き下げることによって課税割合を高めるべき

と考える。また、将来的に消費税の税収ウェイトが高まる場合には、資産格差の拡大を抑制する観点から、相続税等の資産課税の役割を高める必要がある。

2. 相続時精算課税の要件緩和

平成 15 年度改正で、次世代への資産移転の時期の選択に関して中立性を確保すること等を目的として相続時精算課税が導入された。しかし、現行制度において相続時精算課税制度を選択できるのは財産の贈与者が 65 歳以上の親とされており、次世代への移転時期の選択に対しての中立性を高めるという趣旨を十分にくみ取ったものとなっていない。年齢規定は不要と考えるが、少なくともこれを 60 歳以上に引き下げるべきである。

V. 法人税

1. 減価償却制度の見直し

減価償却制度については、平成 19 年度改正において償却可能限度額及び残存価額が廃止され、諸外国の制度との整合性が図られたことは高く評価する。しかし、法定耐用年数に関しては、平成 10 年度改正において、建物について法定耐用年数の見直し等が実施されたものの、その他の減価償却資産については長期にわたって抜本的な見直しが行われておらず、問題は残されたままになっている。急速に技術革新が進む中で、実態と乖離している法定耐用年数については、見直しを行うべきである。

また、現在、減価償却資産は、8 つに大分類され、更に、例えば、機械及び装置については 394 項目に細分化されてそれぞれ耐用年数が定められている。こうした詳細な資産区分は諸外国にない特異な制度であり、現行の耐用年数表の簡素化を図るべきである。

2. 公益法人課税と寄附金制度の充実

新たな非営利法人制度における公益性を有する非営利法人についての課税は、基本的に現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税する収益事業課税が適当であるが、この場合、収益事業の範囲(現行:33 業種)のほか、軽減税率(現行:22%)、収益事業の利益を非収益事業に支出した場合のみなし寄附金制度(現行:損金算入限度額は、所得金額の 20%)、金融資産収益課税(現行:収益事業に属するものを除き非課税)の各優遇措置のあり方について、営利法人とのバランス等を考慮して検討すべきである。

一方、新たな非営利法人制度の下での寄附金税制については、公益的活動の発展に向けた民間企業の積極的な支援を促進するため、公益目的の寄附に関する損金算入枠を拡充すべきである。

3. 法人実効税率の見直し

近年、企業の投資活動を促進する必要から、我が国法人所得課税の実効税率(法人税、法人住民税及び法人事業税)は引き下げられ、現在、アメリカの水準並みの 39.54 %となっている。しかし、ヨーロッパ先進諸国をみると、イギリス 30.00%、フランス 33.33%、ドイツ 31.40%(法人税改革法案が成立し、現行 39.90%が 31.40%へ(平成 20 年 1 月より施行))となっている。ま

た、日本企業と競合するアジア諸国と比べても我が国の実効税率は高くなっている。

我が国の財政収入において法人税が大きな役割を果たしていることは事実であるが、対内直接投資の促進、法人所得の国外流出や産業の空洞化の回避等により我が国経済の活力を維持・増進するためにも、中期的に税率の引き下げを検討すべきである。

なお、法人の負担については、法人税のみならず、社会保険料を含む企業の公的負担全体を視野に入れた検討が必要である。

4. 企業実務に配慮した税制措置

平成10年度税制改正において、退職給与引当金や賞与引当金等の税制上の取扱いが縮減されたこと、さらに一連の会計ビックバンの一つである退職給付会計の導入、その後の減損会計や企業結合会計、時価会計の導入により商法・企業会計と税制との間の乖離はますます広がっている。

経済活動がグローバル化する中で、我が国の会計基準も国際会計基準とのコンバージェンスの観点から見直されてきたところであり、「基本方針2006」において「平成21年に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る」ことが政府方針とされたように、この流れはさらに加速化していくと考えられる。平成19年度改正では、減価償却、所有権移転外ファイナンス・リース、棚卸資産の評価等について、会計との調和を図る方向で改正がなされた。我が国の税制においては、今後とも、確定決算主義の下で、こうした会計基準の変化に即応して会計との調和を図ることにより、企業の事務負担が過重とならないよう柔軟な対応を行うべきである。

5. その他

5-1. 連結納税制度の見直し

連結納税制度の導入時に創設された連結付加税は廃止されたものの、依然として連結納税制度の普及の障害になっている制度が存在する。租税回避手段につながらないことを担保した上で、①連結子会社の連結前欠損金の持込制限の緩和、②連結会社間の寄附金の損金不算入の廃止、③資産の譲渡に係る特別控除額の引上げ、④投資価額修正適用範囲の見直し等を行うべきである。

5-2. 欠損繰戻還付の復活等

法人税における欠損金の繰戻還付・繰越控除制度は、課税負担を平準化し、経営の中長期的な安定性を確保するうえで重要な制度である。現在、原則として適用が凍結されている欠損金の繰戻還付制度について凍結措置を解除するとともに、繰戻期間の延長を検討すべきである。さらに、欠損金の繰越控除期間は平成16年度改正において5年から7年に延長されたものの、アメリカ(20年)やイギリス、ドイツ(ともに無制限)に比べると依然として短くなっており、これを延長すべきである。

5-3. 受取配当の益金不算入の見直し

連結納税制度導入に伴って受取配当の益金不算入の圧縮が行われたが、二重課税防止の観点から、法人が受け取る配当については、関係法人に係る受取配当は勿論、関係法人以外の法人

に係る受取配当についても、負債利子控除を撤廃の上、全額益金不算入とすべきである。

VI. 国際課税

1. 租税条約改正の推進

一昨年発効した日米新租税条約は、相互に投資所得(利子、配当、使用料など)に対する減免を行い、特にライセンスなどの使用料所得について相互に免税としたことなど、画期的な内容を含んでおり、今後両国間での投資促進への寄与が期待されている。また、平成19年1月から日英新租税条約が適用され、その他の国についても政府において精力的に租税条約改正に向けた取り組みが行なわれていることは評価できる。経済のグローバル化が進展する中、経済交流の一層の拡大を図るためには、このような租税条約は不可欠であり、他の租税条約についても、早急に日米租税条約並みの内容に改定すべきである。特に、経済関係が強まっているアジア諸国や、今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約改正・締結交渉の推進を期待する。

2. 国際課税制度の整備

2-1. 外国税額控除制度の見直し

国際的な二重課税回避のための外国税額控除に関して、我が国は国別限度額方式や所得項目別限度額方式ではなく、一括限度額方式を採用しつつ、控除枠の彼我流用を防止する措置を講じているところである。日本企業の海外進出先が極めて多数に上っている状況下で国別限度額方式や所得項目別限度方式を採用することは、納税者・課税当局双方にとって事務負担が膨大なものになるとともに、企業活動のグローバル化の推進の障害となるおそれがあることから、現行の一括限度額方式を維持すべきである。

国際的な二重課税をよりの確に排除するため、昭和63年に5年から3年に短縮された控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間を延長すべきである。現在、間接外国税額控除の対象となる子会社は持株割合25%以上の子会社となっているが、この持株割合の基準を先進諸外国並みの10%以上に引き下げるべきである。また、平成4年に間接外国税額控除の対象範囲が外国孫会社に拡大されたものの、外国での企業活動実態から見て、曾孫会社まで拡大することを検討すべきである。

2-2. 移転価格課税の改善

移転価格課税については、納税猶予制度の創設(平成19年度改正)や運用の明確化を図るための事務運営指針の改正等制度・運用面での一部改善がなされたが、今後とも、移転価格課税上の運用の明確化に向けた取り組みを進めるべきである。

また、国外関連取引を有する納税者は、APA(事前確認制度)を利用することにより、移転価格課税リスクを事前に回避することができることとされているが、実際には相互協議により二国間で事前確認が合意されない限り完全な紛争処理とはならない。平成19年度においては、国税局のAPA審査担当者の大幅な増員が図られたが、個別の案件を迅速に処理するためにも、引き続き相互協議体制の強化を進めるべきである。

2-3. 外国子会社合算税制の見直し

外国子会社合算税制は、軽課税国を利用した税負担の不当な軽減防止を目的とするものである。しかし、軽課税国の現行の判定基準である法人実効税率 25%を適用した場合、シンガポール、スイス、台湾といった国も軽課税国として認定されてしまう。法人税率引下げの国際的な傾向に対応するためにも、軽課税国の判定基準を現行の法人実効税率 25%以下から少なくとも 20%以下に引き下げるべきである。

2-4. グローバル・トレーディングに対する課税

国境を越えた各拠点が取引において機能を分担し、それらの機能を統合してひとつの取引を成立させる取引形態であるグローバル・トレーディングについては、いつ、どこで、それだけの損益が発生したか明らかでない場合が多い。今後ますます増加すると予想されるグローバル・トレーディングに対する課税への適切な対応については今後とも OECD 等の場で我が国も積極的に参加し、検討する必要がある。

Ⅶ. 消費税

1. 安定的財源としての位置付け

今後高齢化の進展にもなって増加することが確実な社会保障歳出に対応するためには安定的な財源を確保する必要がある。国民が広く負担する消費税の税率引き上げは避けられないと考えられる。ただし、税率引上げに対する国民の理解を得るためには、その前提として徹底した行財政改革の断行と消費税の仕組みの改善が必要である。

平成 15 年度税制改正において、事業者免税点の引下げ、簡易課税制度の適用上限の引下げ、総額表示の義務付け等の改正が行われたところであり、税の透明性・公正性は高まったと考えられるが、今後もさらに、簡易課税制度の廃止等仕組みの改善を追求すべきである。

回避できない高齢化社会のコスト増を消費税で賄うことはやむを得ないとしても、消費税の使途を社会保障等の福祉目的に限定することは、財政の硬直化につながる問題がある。また、今後、社会保障以外の分野でも消費税の役割が増大すること等を考えるなら、一般財源としての消費税の役割を維持しつつ、年金、医療、介護等の福祉サービスの負担増についての十分な説明を国民に対して行うことで、税率引上げの理解を求めべきである。

2. 複数税率は慎重に

消費税率の引上げに際しては「逆進性緩和策が必要」とする考えがある。しかし、消費に広く薄く負担を求めることによって、税の中立性や簡素性を強化するという消費税導入の目的を踏まえるならば、将来において税率が二桁を超えるなど高水準に至るまでは、複数税率制の採用には慎重であるべきと考える。さらに、低所得階層への配慮については税のみではなく、社会保障など歳出面での所得分配機能も含めて検討すべきである。

3. インボイス方式の採用

我が国の消費税は、取引慣行や納税者、税務関係者の事務負担に配慮した結果、帳簿方式が

採用され、各事業者が税務署に納める税額は帳簿に基づいて計算されることになっているが、今後の税率引上げに当たっては、消費税納税額の正確な計算を確実に実行するためにもインボイス方式への移行を検討すべきである。ただし、インボイス制度については事務負担の増加に十分配慮したものとすべきである。

VIII. 地方税

地方財政の中心的な機能は、便益の帰属が地域的に限定される行政サービスの供給であり、受益と負担の連動を確保するためにも税負担の配分は応益原則を適用すべきである。つまり、地方税は行政サービスの受益を反映しやすいと考えられる税目によって、地域住民が広く負担を分かち合う「負担分任」の考え方を強化することが、自主決定、自己責任という、規律ある地方財政運営を実現するために必要と考える。そのためにも、地方公共団体は行財政運営について、住民に対して十分な説明責任を果たさなくてはならない。

我が国における地方税体系の特徴は、特に法人関係税のウェイトが高いことである。地方財政支出は福祉、教育といった個人向けのウェイトが高くなっていること、法人課税は景気に左右されやすく、税収が不安定になること、法人関係税は地域偏在が大きいことなどから、地方税においては個人課税の比重を高めるべきである。そのためにも、法人にかかる地方税に関しては、企業応益課税的な税に集約し、体系の簡素化を図ることを検討すべきである。

景気回復の地域的不均衡や経済活動の大都市集中等を背景に財政力の地域間格差が拡大していると言われている。こうした財政力格差は、税収の事後的再分配という対症療法で対応するのではなく、地方税体系や構造の見直しの中で解決するという視点が必要である。

近年、地方税における徴収率が低下しており、このことが地方税負担における公平性を損ない、地方自治を根幹から揺るがしかねない。徴収率を向上させるために、地方における税務行政を強化しなければならない。

1. 住民税

企業に対する応益課税的なものは別として、法人住民税については国税への移譲を含めた検討を行うべきであり、当面、欠損金の繰戻し還付制度、外国税額控除の控除未済額の還付制度、連結納税制度の適用について、技術的側面も含めて検討する必要がある。個人住民税については、所得割の比例税率化によって応益課税としての性格をより強く持つものとなったが、今後さらに拡充を目指すべきである。とくに個人住民税均等割については、地方財政支出が増大したにもかかわらず均等割税率の引き上げは小幅であったために、その役割がきわめて限られたものになっていることから、「負担分任」の原則を強化するためにも、税率の引き上げが必要である。

2. 事業税

企業に対する応益課税であるとして、法人事業税において外形標準課税が一部、導入されたものの、不十分である。現行の外形標準課税制度は、課税法人を資本金1億円超としたために、適用対象は大企業に限られている。また、減資によって外形標準課税の適用を逃れるという現

象も生じている。行政サービスを受益している企業が応分の負担をするという応益課税の観点から、一定の配慮を行った上で、中小法人にも適用対象を拡大することを検討すべきである。

また、導入された外形標準課税は所得割、付加価値割、資本割が併用されるなど、仕組みが複雑であり、税制の基本である簡素化に照らして検討を行う必要がある。とくに付加価値割の仕組みは複雑であることから、各企業の実務上の体験を踏まえ、計算の簡素化や申告書類の整理などの合理化が必要である。なお、特定業種に適用されている収入金額基準については中長期的にそのあり方を検討すべきである。

3. 固定資産税

固定資産税については、地価が下落している中であって負担が上昇するという問題点に対処するため、平成9年度以降、負担水準の均衡化を基本とした調整措置が講じられるようになり、一定の負担水準に達した土地については地価が下落すれば税額も引き下げられるようになっている。しかし、その調整措置が緩やかに措置されているため、依然として、特に大都市・臨海工業都市において税負担は高水準にあり、地域間に負担水準の大きな隔たりが存在する。

なお、平成16年度税制改正において、商業地等の過重な固定資産税と都市計画税の負担を解消するため、負担水準の上限が法定された70%から60%まで各地方公共団体の条例で一律に減額することができる措置が設けられたことから、負担水準の高い地方公共団体は、商業地等の負担水準の上限を60%に引き下げることと決定すべきである。

また、住宅用地と業務用地との間の負担水準にも極めて大きな格差が存在している。今後の固定資産税の負担については、負担水準の状況、行政サービスや財政の状況等を踏まえたうえで、住宅用地に適用されている課税標準の特例の見直しなど、さらなる適正化措置を講ずる必要がある。

家屋の課税価格は現在、いわゆる再建築価格方式によって算定されているが、この事務を執行するためには多大な事務量が必要である。一方、納税者にとっても算定の仕組みが分かりにくくなっている。事務量の大幅削減による行政の効率化と評価の客観性の観点から、家屋の評価を取得原価に改めるなど、評価方式について検討すべきである。当面の見直しとして、経年減価補正率が実態に比して低く、老朽化の実態や処分価格に基づき、補正期間、補正率を是正する必要がある。

固定資産税については、応益性を根拠として課税されてはいるものの、償却資産の大小と市町村の行政サービスとの間の関連性は希薄である。また、償却資産は事業所得を生み出すための費用としての性格を有していること、税負担が特定の設備型産業に偏重しており、国際的に見ても償却資産への課税は極めて異例である。また、国税である法人税において減価償却制度の改正によって250%定率法が導入され、残存価額が廃止されたものの、固定資産税の償却資産についてはこの制度改正は反映されなかった。税の意義が異なり、課税ベースは異なるという考えからであるが、こうした問題を抱える固定資産税償却資産については、課税対象の段階的縮小・廃止を含めて検討する必要があると考える。

4. 事業所税

事業所税は、人口30万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等にお

いて事業を行う者に対して課する目的税である。しかし、昭和 50 年の創設時に比べて大都市の行政課題が変化していること等を考えるなら、地方税における応益企業課税全体の抜本的改革の中で存廃を含めて見直すべきである。

5. 法定外税と超過課税の見直し

地方分権一括法によって、法定外税については、①国の許可制から国との同意を要する協議制に改められるとともに、②積極的要件とされていた「税収入を確保できる税源の存在」および「税収入を必要とする財政需要の存在」の同意要件からの除外、③法定外目的税の創設が実現した。その結果、多くの自治体で独自課税を導入する動きが活発化したものの、多くは法人を対象とするなど、「取りやすいところから取る」傾向が見られる。法定外税の創設に当たっては、課税の恣意性を排除し公平性を確保するためにも、真に税の性格を有するものに限定し、課税の基準を法律的に明記すべきであるとする。納税者との間での徹底した議論に基づいた「インフォームド・コンセント(説明と合意)」も不可欠であり、このことが地方公共団体の政策形成能力を高めることにもなると考える。

地方公共団体の課税自主権を尊重するという目的で、都道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税などに、標準税率を上回って課税する、いわゆる超過課税が認められている。しかし、現実に超過課税が実施されているのは、法人住民税、法人事業税、固定資産税(企業分)が中心であり、個人住民税に対する超過課税は水源環境保全などの目的で一部の地方公共団体が実施しているにすぎない。個々の地方公共団体において自律的に厳しい歳出の見直しを行うことなく個人にとって負担感のない超過課税に依存することは、安易な行財政運営に結びつくことに留意すべきである。

6. 税制及び執行の簡素化

現行地方税制度は、都道府県、市町村ともに多くの税目によって構成されているが、長期的には全体の税収入を確保しつつ、課税標準が重複する税目の統合や零細税目の廃止を検討する必要がある。

また、企業等の事業活動が広域化し、かつ多様化している点を考慮すると、地方公共団体ごとに納税事務を行うことは煩雑であり、事務負担も大きくなる。そこで納税手続きの簡素化の見地から、本店所在地又は県単位での一括申告・納税制度を早急に検討すべきと考える。近年、徴税率の低下が目立っているが、不公平を解消し、徴税効率を高めるためにも、複数地方公共団体の協力による徴税の広域化や、民間委託を推進すべきである。

地方分権社会においては、たしかに地方独自の税制構築が重要ではある。しかし歳入において地方税の役割が大きくなるだけに、納税者の理解を得るためにも、税制および申告を含めた納税方法の簡素化の重要性は増大する。

IX. その他

1. 印紙税の見直し

印紙税は経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などの文書に課税される。

したがって紙面では印紙税の課税対象となる内容であっても、インターネット上の電子商取引やデータによる電子書類は紙などの文書とは認められず、印紙税の課税対象とはならない。インターネット販売の一般化など、経済取引のペーパーレス化が進行する中で、こうした課税上のアンバランスはますます大きくなっており、廃止も視野に入れた見直しが必要である。

2. 道路特定財源

揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源は、受益者負担の観点から自動車ユーザーが道路整備財源を負担することを目的としたものであるが、本則で定められた税率では道路整備に不足するために、長年にわたり暫定税率が上乘せされてきた。しかし、近年において、道路特定財源額が道路整備費を上回る状況であることから、少なくとも暫定税率の廃止・引下げなど、納税者の負担を軽減することが必要である。また、一般財源化については「毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とする。」(平成18年12月8日閣議決定)とされているが、その規模や使途を含めて納税者の理解が得られるよう、十分な検討が必要である。

3. 環境税

地球規模での環境保全にかかる社会的要請に対しては、直ちに新税の創設によって対応するのではなく、まず、国民的規模での自主的・主体的な取組みを強化するとともに、京都メカニズム(CDM、JI等)等、税制以外の措置を検討すべきと考える。すなわち、公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能を考えると、特定の政策分野に税制を活用するという事は、慎重に検討されるべきであり、また、環境政策全体の中での税制の位置づけを明確にすることが重要である。

なお、現在の自動車税におけるグリーン化措置について期間延長を行うほか、現在グリーン化措置が規定されていない自動車重量税、軽自動車税についても早急にグリーン化措置を導入すべきである。

4. 納税環境の整備

4-1. 納税者番号制の導入

安定的な財源確保が求められる中で課税の公平性を確保することは重要な課題であり、その実現のためには、納税者番号制度の導入は不可欠である。当面、金融課税の一元化にあわせて、納税者番号制度の一形態として納税者の選択制による金融番号制度を導入することが適当と考えられる。

また、納税者番号制度の導入にあたってはプライバシーの保護に十分配慮する必要があり、特に、個人の全ての所得や資産等に関する情報を高度に電子化し集積することに対し、セキュリティ面での厳重な監視が必要である。

こうした面の法的・技術的な対策を確保したうえで、納税者番号制度導入がもたらす公平で適正な課税推進の意義や税務行政上の機械化、効率化の効果を十分に説明し、納税者の理解と支持のもとに導入することを期待する。

4-2. 申告・納税手続の電子化

電子申告・納税制度は国税では整備されたが、地方税では、都道府県では運用されているも

この、一般市区町村ではほとんど未整備であり、納税者の期待に十分答えられていない。地方税の電子申告・納税制度についても、早急に全国的に統一されたシステムによって整備されることを期待する。なお、電子化を推進するためには必要添付書類を削減することが必要である。